

障がいのある学生に対する支援ポリシー

(平成 28 年 6 月 22 日策定、令和 6 年 4 月 1 日改訂)

1 基本理念

仙台青葉学院大学及び仙台青葉学院短期大学（以下「本学」と総称する。）は、障害者の権利に関する条約の理念に基づき、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、障がいのある学生を障がいを理由として差別することなく、本学の教育を受ける機会を保障し、個々の学生がその能力を最大限に発揮できる修学環境を提供するため、学生支援を行う。

2 基本方針

基本理念に基づき、支援実施の指針となる基本方針を次のとおり定める。

- (1) 全ての学生に修学の機会を保障するため支援を行う。
- (2) 修学及び学内での生活について、学生本人を交えて話し合い、合理的配慮を提供する。
- (3) 全学の関係者及び関係組織が協力して支援に取り組む。
- (4) 個人情報保護を徹底する。
- (5) 支援の方針等を公開する。

3 支援対象学生

支援の対象となる学生は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものをいう。

4 支援範囲

障がいのある学生への支援は、必要に応じて次のとおりとする。

- (1) 入学試験の配慮
- (2) 修学上の支援
- (3) 正課外活動の支援
- (4) 学内での生活支援
- (5) 就職支援
- (6) その他運営協議会の議を経て学長が認めた支援

5 支援実施計画

教務委員会において、障がいのある個々の学生に応じた支援の実施計画を定める。

6 支援体制

教務委員会及び障がいのある学生が志望し、又は所属する学部、学科並びに学生総合支援センター（保健室及び学生相談室を含む。）など関係部署が緊密に連携して支援を行う。